

「更正の請求」の具体事例

更正の請求とは、納税申告により既に確定した税額が過大であるときなど、納税者が税務署長に対してその是正を請求する制度です。

確定申告の税額などを多く申告してしまったケースなどもそうですが、今回、詳しくこの制度を理解したいと思います。

1. 制度の狙い

元来、納税者本人の申告により確定させた税額が過大であり、あるいは還付金相当額が過少であることなどを法定申告期限後に気づいた場合に、納税者サイドからその変更、是正のため必要な手段をとることを可能ならしめて、その権利救済に資することを狙いとしています。

2. 更正の請求要件

既に行つた申告について、税法に従つていなかったこと、または計算に誤りがあったことに

ナマの税務相談室

Q 先生にもご列席いた
だきました12月15日
の当M社第50回定時株主総
会で長男勇一郎が新しい社
長に就任しました。

A 勇一郎さんの社長就任おめでとうござい
ます。今頃は新社長ご夫妻はハワイ旅行
ですね。

Q 先生、50回の総会席上、株式の異動と
して取締役会でご承認いただいた私から勇
一郎に当M社の株式1万株贈与の税務を教えて
ください。

A 前社長、今日は、わざわざ私をお招きい
ただいたことはその話と存じ、ある程度
下調べをしております。そこで、株式1万株の
贈与の日は明日でしたね。

Q そうです。実は先生私の戸籍謄本ですが、
私は暮れの12月25日に65歳となりました。
1月1日以降の贈与でしたら、例の精算課税の
贈与を選択できますね。勇一郎が1万株の贈与

新社長就任に 伴う株式の贈与

はありがたいが、贈与税の
多額の負担は融資など考
えてくれるのか心配ですと…。
A 前社長、さすがに読み

が深い。総会直後の
贈与では精算課税の適用がない、したがって、
今年になって贈与して、親子とも適用があるこ
とを承知されたわけですね。勿論精算課税の適
用があります。M社の株式の評価は昨年10月末
事業年度を基に評価、ちなみに私の試算では
3,100円です。

Q 新社長も私も、49期の株価が3,200円でし
たから、その前後の株価、精算課税では
32,000千円 - 25,000千円 = 7,000千円で20%の贈
与税140万円が、当面の負担と…。

先生、来年2月のことですが、今から申告を
頼みます。

A 承知しました。

[参考] 相法21の9

ナマの税務相談室